

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
運営指導等担当課長

保育所及び地域型保育事業における、実費徴収について（通知）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

多くの施設では、適切な施設運営をいただいていると思っておりますが、その一方、平成 29 年度には一部の園で、保護者からの徴収金について、簿外での管理や明確な徴収根拠が示せないなど、不適切な取扱いが判明しています。

各園が特色ある教育・保育活動を行う上では、保護者の方に一部金額を御負担いただく面もありますが、保育施設の入所に利用調整が行われ、必ずしも保護者の方にとって、自由に園選定ができない状況があります。また、様々な家庭が保育施設を利用することから、保護者の方からの徴収金が過度の負担にならないようにしていくことが求められます。

そのため、本市では実費徴収について、徴収項目や金額算定の適正化と、各園の状況や会計の透明化を図るため、検討を行ってきました。検討中の内容もありますが、考え方の整理を行いましたので、通知します。各施設におかれましては、この通知に基づき、実費徴収の内容について検討し、整理していただきますようお願いいたします。

なお、考え方の周知や各施設での検討整理期間が必要なため、移行期間を設け、平成 31（2019）年度からの運用を予定しています。また、届出等さらなる検討を行う事項もありますので、検討中の内容について、具体的な実施方法は別途お知らせします。

※今回の通知は保育所及び地域型保育事業を対象とします。1号認定児童を受け入れる施設（幼稚園・認定こども園）については引き続き検討し、今後お示しします。

## 1 実費徴収の定義の確認

実費徴収の定義については、条例、国のFAQからは以下のとおりです。

**実費徴収**：教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であり、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

## <参考>

### 【国の運営基準・市条例より抜粋】

実費徴収を徴収する場合は、金銭の使途 及び額並びに 保護者に金銭の支払いを求める理由 について、書面により 明らかにし、保護者へ説明を行い、文書による同意 を得なければならない。ただし、実費徴収の規定による金銭の支払いに係る同意については、文書によることを要しない。

### 【国FAQ（H29.3.8版）から「特定負担額及び実費徴収」】

教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格（利用者負担額を含む）によって賄われない費用については、実費徴収（中略）を行うことを検討していただくこととなります。これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条において規定しています。（中略）

実費徴収は、教育・保育施設の利用において 通常必要とされる経費 であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの であり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。なお、徴収にあたっては、（中略）実費徴収については保護者の同意が必要となります。

## 2 実費徴収の考え方

新制度の施行により、教育・保育施設の利用において「通常必要とされる経費」については、原則公定価格・利用料・向上支援費に含まれています。しかし、「保護者に負担させることが適当と認められるもの」については、実費徴収の必要性や保護者が代替品を準備する、保護者と業者が直接契約するなど、施設が他の手段を検討し、それでもなお、実費徴収をする場合は、次の例示に限り、認められるものとします。

### ●例示 ※二重下線は市条例に記載のない解釈部分。

ア 日用品、文房具など物品のうち、個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）

【例】スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ

イ 行事へ参加する費用のうち、1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの

【例】遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費

ウ 2号認定児童の主食材料費（穀物、パン、麺類）※具材、人件費、光熱水費は含めることができません。

エ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

【例】通園バス代、駐車場料金、ICカード（追加分）

オ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用

【例】保険代、シーツクリーニング代

### 3 必要最小限の担保、透明性の確保

徴収項目や金額算定の適正化を図るため、次のような手続きを導入します。

- (1) 実費徴収は、必要最小限の金額とすることが必要です。金額の設定にあたり、各施設等は物品等の相場を調べたうえで、徴収額を決めます。
- (2) **【検討中】** 新たに、区への届出制の導入を検討しています。具体的な届出方法は、別途お知らせします。
- (3) 実費徴収する項目や金額は、各施設で施設のホームページでの周知や施設見学の際に事前に保護者へ説明します。前年度から徴収項目や金額が変更になる時は、在園児の保護者へも必ず説明してください。  
※遠足代など、具体的な金額が決まっていない場合は「〇〇円程度」「〇〇円～〇〇円」という説明も可能です。金額が決まり次第、再度保護者へ説明してください。
- (4) 実費徴収について、保護者から同意を得ます。  
※新規利用児童の保護者は必ず、同意を得てください。在園児童の保護者は前年度から徴収項目や金額に変更がない場合は、同意は不要ですが、徴収項目や金額が変更になる時は必ず、同意を得てください。
- (5) **【検討中】** 施設は保護者へ会計報告を行い、保護者へ会計報告後、会計報告書等の写しを区へ提出することを検討しています。具体的な会計報告の方法や区への提出方法は、別途お知らせします。

### 4 保護者への説明と同意

- (1) 徴収金の使途や金額並びに保護者に支払いを求める理由を明示した文書を保護者に配布し、文書同意を得ます。(重要事項説明書で、説明し、同意を得ることも可能です。) 年度途中に徴収する必要が発生した場合も、保護者への事前説明、文書同意を得てください。
- (2) 在園児の保護者から同意を得られない場合、金額の見直しや、在園児卒園後から徴収開始とするなど段階的な導入を行ってください。

### 5 その他【検討中】

#### 保育所における、スイミングスクール代等の習い事費用について

保育所における習い事の費用は、直接契約として取扱うことを検討しています。

直接契約とは、保護者と習い事を実施する業者が直接契約し、習い事費用についても、保護者が習い事を実施する業者へ直接支払います。

ただし、習い事の費用について、保護者から習い事を実施する業者への直接支払いが難しい場合は、施設が一時的に保護者から習い事費用を預かることとし、施設から習い事実施業者への支払いを可能とします。この場合の領収書の発行者名は習い事実施業者とし、領収書は保護者へ渡してください。なお、園外での習い事で、月1回程度であれば、行事費として徴収することも可能です。

※直接契約や行事費とした場合、以下について必ず実施してください。

- (1) 習い事の実施を業者任せにするのではなく、保育のカリキュラムとしてどう考えるかなど施設として検討する。(保育課程等に盛り込むことも検討してください。) 習い事を週に複数回行い、保育時間の大半を占めることは好ましくないと考えます。
- (2) 習い事の中の安全管理(事故が発生した場合の責任の所在など)について、施設と業者で協議し、保護者へ周知する。
- (3) 習い事への参加は保護者の選択制とし、習い事を行わない児童に対し、習い事を実施している時間中も適切な保育・教育を行う。

## 6 年間の流れ

平成 30 (2018) 年度は、今回の説明内容を基に各施設で実費徴収項目や徴収金額の整理検討を行ってください。

平成 31 (2019) 年度より、「平成 32 (2020) 年度の実費徴収項目や徴収金額の区への届出」や「保護者への会計報告」、「会計報告書の区への提出」を導入することを検討しています。具体的な実施方法は別途お知らせします。

### ※届出制を導入した場合の、年間スケジュール案

	施設	保護者		各区役所	こども青少年局
		在園	新規		
4月 ～	実費徴収の項目・金額等を検討、届出書の作成 ※項目や金額等が決まり次第、在園児童や園見学者へ説明する。各施設のホームページで周知する。				
7月	区へ届出書を提出			届出書を確 認（徴収項目、 積算根拠 等）	
8月					
9月	<u>在園児童への説明</u> は、項目・金額等が決まり次第説明を始める。		↓ 園見学	届出内容を 一覧表へ集計、 局へ送付	
10月	新たな徴収項目を設定する場合は、再度、同意を得る。 ※転園希望も考慮し、次年度利用申込の締切までに説明を終える。 <u>新規児童への説明</u> は、園見学の段階から、説明を行う。 利用決定後の入園説明会等で再度説明し、同意を得る。			問い合わせ 対応	利用案内配布
2月 ～			重要事項説 明・利用契約 取り交し		
3月					事業者説明会 で、説明
4月	<b>実費徴収開始</b>				
7月	区へ前年度の会計報告書、次年度の届出書を提出				

担当 こども青少年局保育・教育運営課

長田、金子

電話 045-671-3564

FAX 045-664-5479